

# 名古屋市農業委員会 令和6年第11回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年11月20日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後3時05分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 定 数   | 16 人 | 在 任 数 | 16 人 |
| 定 足 数 | 8 人  | 出 席 数 | 16 人 |

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）5人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第67号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第68号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第69号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第70号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第71号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第72号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第73号議案 遊休農地の認定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②意見書提出の検討にかかる選出委員について

(4) その他

・令和7年度総会日程（案）について

(5) 閉会

## 令和 6 年第 11 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16 名）

|       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 番   | 小 畠 盛 夫 委員 | 2 番   | 成 田 秋 義 委員 |
| 3 番   | 山 口 幸 江 委員 | 4 番   | 近 藤 正 俊 委員 |
| 5 番   | 福 島 茂 俊 委員 | 6 番   | 木 村 幸 廣 委員 |
| 7 番   | 川 本 美 幸 委員 | 8 番   | 箕 浦 基 伸 委員 |
| 9 番   | 布 目 巳佐子 委員 | 1 0 番 | 二 村 新 一 委員 |
| 1 1 番 | 横 井 昭 男 委員 | 1 2 番 | 熊 澤 正 巳 委員 |
| 1 3 番 | 清 水 久 一 委員 | 1 4 番 | 安 井 勝 春 委員 |
| 1 5 番 | 安 井 秀 樹 委員 | 1 6 番 | 横 井 庸一郎 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（11 名）

|       |            |       |            |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 7 番 | 久 野 隆 博 委員 | 1 8 番 | 山 口 儀 明 委員 |
| 1 9 番 | 若 松 邦 義 委員 | 2 0 番 | 石 田 正 彦 委員 |
| 2 1 番 | 松 原 道 直 委員 |       |            |
| 2 3 番 | 安 井 正 敏 委員 | 2 4 番 | 横 井 慎 一 委員 |
| 2 5 番 | 木 村 正 男 委員 | 2 6 番 | 神 野 貞 雄 委員 |
| 2 7 番 | 竹 川 孝 司 委員 | 2 8 番 | 坂 野 嘉 紀 委員 |

令和 6 年第 11 回総会（令和 6 年 11 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政課長   | <p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。<br/>定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 11 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、議案資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思います。</p> <p>議案資料の 35 ページ「第 73 号議案 遊休農地の認定について」をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>受付番号 4-23 の所有者名が、〇〇さんと書かれておりますが、正しくは、〇〇さんです。</p> <p>お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまより、令和 6 年第 11 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 67 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 73 号議案「遊休農地の認定について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p>                                                                                                               |

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

また、本日は、総会終了後に 2025 年農林業センサスの実施につきまして、名古屋市総務局の統計課から説明があるとのことですので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 11 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、横井昭男委員及び横井庸一郎委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 67 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清水委員   | <p>受付番号 4-5 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。</p> <p>本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。</p> <p>申請地の港区藤高三丁目の 1 筆は田で、稲刈り後の状態で、港区藤高三丁目はじめ 2 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。</p> <p>なお、譲受人の経営農地は、すべて肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。</p> <p>以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 67 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 67 号議案の案件は許可することといたします。</p> <p>次に、第 68 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、14 番、安井委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                             |

安井（勝）  
委員

受付番号 4-3 につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、11 月 6 日に調査した結果を報告します。

申請に係る農地、港区新茶屋五丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、現況地目は雑種地となっており、現在、駐車場となっています。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、譲渡人側との面談を行いました。当該農地は、譲渡人の家族用の駐車場が足りなくなり、駐車場として利用されるようになっていたものです。今後は、他の所有農地の適正利用はもちろんのこと、農地法を順守することを確認しました。

転用の内容は近隣にて事業をしている法人用の社員寮の為の駐車場とするものです。事業拡大による事業用車両の増加に伴い、それまでは事業所内の駐車場に止めていた入寮者の車を停めるスペースがなくなる為、社員寮を管理する譲受人が今回申請に及んだものです。

申請地の周囲の状況は、北側及び西側は道路、東側及び南側は宅地となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。

事務局で受付時に、申請人が住宅都市局に相談した結果、開発許可は不要であることを確認しております。また、茶屋後土地改良区の意見書・排水同意書があり当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 68 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

|         |                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員      | 異議なし。                                                                                                                                                                                         |
| 議長（会長）  | <p>ご異議なしと認め、第 68 号議案の案件は許可することといたします。</p> <p>次に、第 69 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-11 について、21 番、松原委員、お願いいたします。</p>                               |
| 松原委員    | <p>受付番号 2-11 の農地について、11 月 5 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、サトイモ、ナスなどが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、24 番、横井委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                       |
| 横井（慎）委員 | <p>受付番号 3-4 の農地につきまして、11 月 6 日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-4 の中川区戸田明正一丁目の 2 筆の田は耕作準備中でした。</p> <p>このことから、主たる従事者が死亡するまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p>                           |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 清水委員   | <p>受付番号 4-4 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、11 月 5 日に調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 4-4 の、農地の主たる従事者が亡くなられ、証明願い出のありました港区藤前一丁目はじめ 2 筆は畑で、耕作準備中となっており、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 69 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                            |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 69 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 70 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。</p> <p>本議案には、近藤正俊委員及び横井慎一委員に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名</p>                                                                             |



古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、近藤正俊委員及び横井慎一委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-36 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-36 農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、ブロッコリーやサトイモ、ネギ、ハクサイなどの野菜が栽培されていました。肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-37 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員

受付番号 1-37 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、ジャガイモやワケギ、タマネギ、ブロッコリー、ウメなどが栽培されており、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-38 について、2 番、成田委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 成田委員   | <p>受付番号 1-38 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は一体で、カキ、クリが栽培されており、肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>                                                                   |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-39 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 小畠委員   | <p>受付番号 1-39 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地の緑区元徳重一丁目の 1 筆には、サツマイモが栽培され、元徳重一丁目の 2 筆には、一体でニンジンやピーマン、ダイコン、ハクサイ、トウガラシなどが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 1-40 について、</p>                                                                                                                                                                                                                      |

|             |                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 3 番、山口委員、お願いいたします。                                                                                                                                                                                  |
| 山口（幸）<br>委員 | <p>受付番号 1-40 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、11 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地には、ミカンやクリが栽培されており、肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>             |
| 議長（会長）      | ありがとうございます。次に、受付番号 1-41 について、5 番、福島委員、お願いいたします。                                                                                                                                                     |
| 福島委員        | <p>受付番号 1-41 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地には、ウメやモモ、キウイフルーツ、ブドウが栽培されていました。肥培管理良好です。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長（会長）      | ありがとうございます。次に、受付番号 1-42 及び 1-43 について、2 番、成田委員、お願いいたします。                                                                                                                                             |
| 成田委員        | 受付番号 1-42 と 1-43 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。                                                                                                                                    |

受付番号 1-42、申請地の緑区桶狭間神明の 2 筆は一体で、ダイコンやナス、オクラが栽培され、桶狭間の計 10 筆は、一体でブロッコリーやキャベツ、ナバナが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。

受付番号 1-43、申請地の緑区桶狭間の 1 筆には、ニンニクやコマツナ、ハクサイ、ラッカセイ、シソなどが栽培され、桶狭間の 2 筆は、一体でアスパラやナス、ピーマンが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。

また、いずれも願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-44 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-44 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、ウメやミカンが栽培されていました。肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-45 について、17 番、久野委員、お願いいたします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 久野委員    | <p>受付番号 1-45 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、11 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地の、天白区保呂町の 1 筆には、ミカンやレモン、ウメが栽培され、池見二丁目の 1 筆には、赤シソやニンジンが栽培され、元八事二丁目の 3 筆には、一体でニンジンや赤シソが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p> |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-26 について、20 番、石田委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 石田委員    | <p>受付番号 2-26 について、11 月 1 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は畑で、ミカン、イチジクが作付けされていました。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>                                                                                                       |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-23 及び 3-24 について、23 番、安井委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 安井（正）委員 | <p>受付番号 3-23、3-24 の農地につきまして、10 月 6 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-23 の中川区富田町大字千音寺字桜木の 2 筆の</p>                                                                                                                                                         |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>田、中川区富田町大字千音寺字中地の 2 筆の田については、区画整理中でした。</p> <p>受付番号 3-24 の中川区富田町大字千音寺字稲屋の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字三反田の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字平毛の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字一本松の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字粉諸の 1 筆の畑、中川区富田町大字千音寺字稲屋の 1 筆の畑については、全て区画整理中でした。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-25 について、10 番、二村委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 二村委員    | <p>受付番号 3-25 の農地につきまして、11 月 6 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-25 の中川区吉津二丁目の 1 筆の畑には、ダイコン、ニンジン、ネギが植え付けされ、良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                          |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-26 について、11 番、横井委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 横井（昭）委員 | <p>受付番号 3-26 の農地につきまして、11 月 7 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p>                                                                                                                                                                                                      |

|         |                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>受付番号 3-26 の中川区水里三丁目の 2 筆の田には、水稻が、中川区戸田西一丁目の 2 筆の畑にはハクサイ、ブロッコリーなどが植え付けされ、良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                     |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-27 について、10 番、二村委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                               |
| 二村委員    | <p>受付番号 3-27 の農地につきまして、11 月 6 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>中川区中島新町四丁目の 1 筆の畑には、ミカンが、中川区水里四丁目の 1 筆の田には、水稻が植え付けされ良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長（会長）  | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-10 について、15 番、安井委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                               |
| 安井（秀）委員 | <p>受付番号 4-10 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、11 月 6 日に調査した結果を報告します。</p> <p>証明願い出の農地、港区入場一丁目の 1 筆は、田で、稲刈り後の状態になっており、農地として良好に管理されておりました。</p> <p>また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。</p>                  |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | <p>特にないようです。それでは、第 70 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 70 号議案の案件は証明することといたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
|        | <p>次に、第 71 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | <p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 近藤委員   | <p>受付番号 1-3 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、11 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-3 願い出の土地は、所有者が亡くなられ、妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。</p> <p>申請地は、カンショやサトイモなどの野菜やミカンなどの果樹が栽培され、良好に管理されていました。</p> <p>また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、</p> |



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 71 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                        |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 71 号議案の案件は証明いたします。</p> <p>次に、第 72 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。</p> <p>本議案には、安井勝春委員に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、安井勝春委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、第 72 号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 課長補佐   | <p>それでは、第 72 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。本件は、名古屋市が、農地中間管理事業による利用権設定を行うために、農用地利用集積計画を作成するものです。</p> <p>今回の計画は、人・農地プランを作成し、農地中間管理事業が実施されている港区南陽地域における農地の貸出申出に基づくものです。</p>                                                                                                |

配付資料①をご覧ください。

農地中間管理事業とは、図にありますように、農地の貸出を希望する「出し手」から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、「受け手」に貸し付けるという制度でございます。

裏面をご覧ください。

名古屋市が計画案を作成し、農業委員会での決定を経て定める必要がありますので、皆様にご審議いただくものです。

総会議案 11 ページ「農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。

南陽地域で、計 32 筆、合計 2.4 ヘクタール余の田の利用権設定を予定しており、借り手は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている株式会社 J A 名古屋ファームでございます。

配付資料②「審議のポイント」をご覧ください。第 72 号議案の審議のポイントをまとめてございます。

それぞれご覧のとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること、及び、所有者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があります、すべての項目につきまして、必要な要件を満たしております。事務局からの説明は、以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それではここで、第 72 号議案の議決の

案を読み上げさせていただきます。10 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長職務代理者名古屋市副市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 72 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 72 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長職務代理者名古屋市副市長あて回答いたします。

次に、第 73 号議案、遊休農地の認定について、審議を行います。

配付資料③の「遊休農地の取扱いについて」という資料をご覧ください。

はじめに、表の右側をご覧ください。こちらが、遊休農地の認定の流れとなっております。まずは 8 月頃に実施していただいた利用状況調査から始まります。その結果、管理不良であつ

た筆については各地区協議会で取扱いを協議しております。

その協議により、遊休農地として認定すべき農地とされた筆が、本議案における審議の対象となります。審議の結果、遊休農地と認定された筆については、今後、利用意向調査を行っていくこととなります。

これまでの遊休農地の認定状況につきましては、配付資料の④-1 をご覧ください。令和 5 年度は、遊休農地認定された生産緑地が、その指定から 30 年経過したことにより、買取申出されたため、令和 4 年度と比べて大きく減少しております。

しかしながら、令和 6 年度は、令和 5 年度と比較して 15 筆増加し、面積も約 229.41 平米増加しております。

配付資料③に戻りまして、表の左上をご覧ください。こちらは昨年度に認定した遊休農地の流れになります。遊休農地に認定された筆については、まず、利用意向調査によって所有者の意向を把握します。その後、農地管理の改善がなされていない時は、農地中間管理事業の活用を検討する対象となります。

そして、表の左下になりますが、農地中間管理機構の借受けの基準に適合するにもかかわらず、正当な理由なく貸出しの申込みが行われない農地は、勧告を受けます。今年度は、勧告に至った農地はありません。勧告に至らなかった農地の状況が、配付資料の④-2 となります。

それでは、遊休農地の認定についての審議に入りますが、議案に入る前に、昨年度認定された遊休農地のうち、解消となった事例が 7 件ございましたので、地区農政課長から報告していただきます。配付資料の④-3 をご覧ください。また配付資料⑤で解消筆の写真を載せておりますので、併せてご覧ください。なお、生産緑地の買取申出・公共施設の設置により遊休農地認定をされない農地の写真はございませんので、ご了承ください。

|          |                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>まずは、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 東部・緑農政課長 | <p>配布資料④-3「遊休状態が解消した農地一覧」をご覧ください。</p> <p>緑1は、今年度生産緑地の買取申出がなされ、緑2は令和5年度に公園用地として収用されたため、生産緑地地区から除外される予定です。報告は以上でございます。</p>                                                                                            |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。次に、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                              |
| 中川農政課長   | <p>中川農政課管内では、1筆、遊休状態が解消されました。</p> <p>中川1ですが、平成27年度に遊休農地に認定されましたが、今年2月に、農地バンクを経由して利用権が設定され、現在はシソなどが植えつけられ、良好に管理されております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>                                                                      |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。次に、港農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                               |
| 港農政課長    | <p>港区管内の、遊休農地が解消された分ですが、農地一覧の、港1及び2は、利用権設定され、全体を除草し、シイタケハウスの農業用施設用地として利用しはじめ、遊休農地を解消したものです。</p> <p>港3については、中心部において耕作されており、全体の周辺部は雑草繁茂ではありますが、遊休農地の状態からは改善がみられるため、解消に至ったものです。</p> <p>港4については、所有権が移転され、新所有者により耕作が</p> |

開始されたため解消しました。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見等はございますか。

特にないようです。

それでは、審議に入りたいと思います。議案の 21 ページをご覧ください。はじめに、東部・緑地区の遊休農地の認定について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

それでは、東部・緑地区の遊休農地の認定について報告いたします。

東部・緑地区では、いずれの筆を遊休農地とするかにつきまして、担当委員さん及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえまして、10 月 31 日開催の地区協議会において、協議をいたしました。

その結果、昨年度までに遊休農地に認定済みの 7 筆のうち、生産緑地指定後 30 年が経過し買取申出がなされた 1 筆、公園用地として収用された 1 筆については遊休農地から除外すべきものとし、残りの 5 筆については、引き続き遊休農地に該当するとの判断にいたりました。

それでは、議案とともに、配付資料⑤をあわせてご覧ください。

まず、番号 1-1 から 1-5 の 5 筆についてです。資料は 8 ページから 11 ページで、これら 5 筆は既に遊休農地認定されていますが、いずれも昨年度同様、農地の遊休状況が改善されてお

りません。

次の番号 1-6 からは、今年度新たに、遊休農地に該当するとの判断にいたった分となります。

まず、番号 1-6 から 1-15 です。資料は 12 ページです。

こちらは、所有者は同一人、一団の生産緑地で、当初は農家開設型市民農園として開園されましたが、事業者との管理委託契約を解除した後、主たる耕作者である所有者の夫が管理しはじめた頃から状況が悪化しはじめました。最近は雑草が繁茂し、指導するも改善されず、また所有者と所有者の夫も高齢であるため、今後も改善が見込めないような状況です。

次に、番号 1-16 から 1-22、資料は 13 ページです。

こちらは一団の生産緑地で、先ほどの、番号 1-6 から 1-15 と同一の所有者であり、当初は所有者の夫と協力者が管理を行ってきました。しかし、所有者の夫が協力者を排除した後、状況が悪化しはじめ、最近は雑草が繁茂し、指導するも改善されず、今後も改善が見込まれないような状況です。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

これらの生産緑地 22 筆は、農地法第 32 条 第 1 項 第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山地区の遊休農地の認定について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西部・守山<br>農政課長 | <p>それでは、10月21日に開催いたしました西部・守山地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>地区担当委員及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度新たに遊休農地とすべき筆はありませんでした。</p> <p>また、昨年度までに遊休農地に認定済みの2-1から2-36までの守山区の36筆については、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ雑草雑木の繁茂等もあり、農地の遊休状態が改善していませんでした。</p> <p>従いまして、これら36筆は、農地法第32条第1項第1号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> |
| 議長（会長）        | <p>ありがとうございました。次に、中川地区の遊休農地の認定について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中川農政課<br>長    | <p>それでは、10月22日開催の中川地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度については、先ほどご報告いたしました1筆を除く、昨年度までに遊休農地に認定済みの7筆について、農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地に該当するとの結果に至りました。</p> <p>では、配布資料をご覧ください。</p>                                                                                                                                                              |



番号 3-1 から 3-7 については、昨年度までに遊休農地に認定済みの筆となりますが、いずれも昨年度と同様に耕作がされておらず、かつ、耕作再開が見込まれず、農地の遊休状態が改善していませんでした。

よって、これら 7 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、港地区の遊休農地の認定について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区では、9 月 19 日に地区協議会を開催し、農業委員、農地利用最適化推進委員の 7 名の委員により、いずれの筆が遊休農地の候補になるかを協議しました。その結果について、ご報告いたします。

昨年度は、遊休農地が 26 筆ありましたが、4 筆が解消され、22 筆が継続、今回新たに 5 筆を遊休農地の認定候補にすると協議しました。

これから、ご報告する農地は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地です。

また、すべてが市街化調整区域で農振区域に位置しています。

それぞれ、お手元の写真も、参考にご覧ください。

まず、別紙 1 の番号が 1 から 22 につきましては、昨年度、すでに遊休農地に認定されたものです。これら 22 件について、まとめて説明いたします。

いずれの農地も、指導を継続してきましたが、写真のとおり、雑草や樹木が生い茂っている状態で、改善の兆候が無い状態です。

20 については、所有権移転の申請時のみ肥培管理し、その後は雑草繁茂の状態に戻っているため、今後の農地取得に関しては特に注意が必要と思われます。

23 から 27 につきましては、利用状況調査の結果を踏まえ、地区協議会で協議したところ、新たに遊休農地に該当すると判断いたしました。

港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの各地区からのご報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

松原委員

中間管理事業を利用するですかね、っていうこととか、自分で権利を移転したり、耕作するっていうことはわかりますけど、2-23 から 2-36 までの件ですけども、利用意向調査の結果、所有者等確知することができないということですけども、ここには所有者等として名前が書かれておりますけども、関係者ですかね、確知できないから相続人がおらんということですかね。で、結局通知を誰かということで公示を行ったが申出がないからまあわからないということだと思いますけども、そのあと、もしそういうのがわからないというふうだったらどうなっていくのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけども。亡くなったかどうかは、相続人が放棄したかどうかは、そのところ

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>は私よくわからないんですけども。通知しても返事がないっていうか、そのところちょっと。書いてあるのに確定となっております。確知とかできないとなつとるから、そのところの経緯がちょっと。もしわかるようでしたら、お願いしたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| 課長補佐         | <p>こちらに書いてあることですけれども、まず2-23から2-36まで、まず所有権等確知することができなかったから公示を行ったということは、相続放棄等で所有している方ほかにいませんかということを公示をしたんですけれども、それが該当者がいなかったということでございます。そのあと農地中間管理機構に通知をして、愛知県が裁定を農地中間管理機構として借り受ける人がいれば、愛知県の裁定をもって所有者が不明でも、農地中間管理機構を通じて貸付け等できるんですけれども、農地中間管理機構から借り受けに該当するような方はいなかったということを判断されて、それ以上は今のところそういった借り受けする人がいないという状況が続いてるというような状況です。</p> |
| 議長（会長）       | <p>よろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 横井（慎）<br>委員  | <p>ちょっと聞きたいんですけど、1-1の件なんですけど、竹林の。写真だけですね、ただただ私見てちょっとわからないんですが、これというのは遊休農地じゃなくて竹林として見るわけにはいかないですか。これはどういうふうで遊休農地にしたか、こちら辺ちょっと教えて欲しいんですが。お願いします。</p>                                                                                                                                                                               |
| 議長（会長）       | <p>こうなるまでにいろんなことがあったんだと思いますけれど。どうでしょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 東部・緑農<br>政課長 | <p>こちらについてはですね、主たる従事者が元々いらしたんですが、平成27年にお亡くなりになりまして、それ以降徐々に管理できなくなって、現在はブドウ棚ははったまま、竹とか雑草、つるがひどく繁茂してるといったことだったんですね。確</p>                                                                                                                                                                                                           |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>かに竹林として管理できるんじゃないかということはあると思うんですが、やはりどうしても竹についても現地確認しましたら、まったくほったらかしの様な状態で、実際手をつけていないといったことで、こちらについても我々も遊休農地認定した以降、利用状況調査においては、自ら耕作するというようなご回答があったんですけども、やはりいまだに実際にご自身で耕作するとか、竹林として管理するとかという様子もないものですから、引き続きこれは遊休農地として指導対象ということでさせていただきたいと思います。</p> |
| 横井（慎）<br>委員 | ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長（会長）      | <p>よろしいでしょうか。その他ありませんでしょうか。</p> <p>他にないようです。それでは、第 73 号議案の各案件につきましては、各地区協議会からのご報告の通り、遊休農地に認定することとしてよろしいかお諮りします。</p>                                                                                                                                    |
| 委員          | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（会長）      | <p>ご異議なしと認め、第 73 号議案の各案件につきましては、ご報告のとおり遊休農地に認定いたします。</p> <p>本日予定しました議案は以上でございます。</p> <p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。</p>                                                                                                  |
| 農政課長        | <p>それでは、令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。</p>                                                                                                                                                |

まず、1 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 32 件

続いて、14 ページから 24 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 31 件

続いて、25 ページから 52 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 80 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、55 ページから 57 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 7 件

続いて、58 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、59 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。続きまして、報告（2）「意見書提出の検討にかかる選出委員」について事務局、お願いいたします。

課長補佐

それでは、「意見書提出の検討にかかる選出委員について」ご報告いたします。

右肩に「報告 2」と記載のある資料をご確認ください。

先月の総会におきまして、農業委員会等に関する法律第 38 条に基づく名古屋市農業施策等に関する意見書の提出につきまして、その具体的な内容等を拡大運営委員会で開催し、検討していく旨の決定がされました。

この度、運営委員、中立委員の皆様に加え、各地区より 1 名ずつ選出していただいた委員を検討委員として決定いたしましたので、委員の皆様にご報告いたします。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等がございますか。

特にないようです。報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局より 1 点連絡事項がございます。

「令和 7 年度総会日程（案）について」でございます。配付資料⑥と記載のある資料をご確認ください。

令和 7 年度の総会につきましては、今年度同様原則 20 日に開催する予定でございますが、土日祝休日に当たる場合は、直後の平日に開催させていただく予定です。

いずれも午後 2 時から、こちら西庁舎 12 階の 12C 会議室で開催する予定でございます。

なお、例年通り 5 月と 1 月につきましては、月初めに大型の連休がございますので、それぞれ 26 日とさせていただきます。

来年度の日程ではございますが、ご予約いただきますようお願いします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>ここで私から 1 点報告をさせていただきます。</p> <p>令和 6 年 11 月 5 日（火）に行われた愛知県農業会議創立記念 70 周年記念大会に参加いたしました。</p> <p>すでに供覧で当日の大会の様子や、資料をご覧いただいていると思います。</p> <p>当該大会において、農業委員の清水久一委員と農地最適化推進委員の安井正敏委員が委員を 15 年務めていただいたということで、「愛知県農業会議会長表彰」を受けられました。</p> <p>清水委員、安井委員、おめでとうございます。</p> <p><b>【拍手】</b></p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 11 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

閉会（午後 3 時 05 分）